

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊新発田駐屯地
第382会計隊長 大崎 新悟

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

1 一般競争に付する事項

(1) 件 名 等

件 名	規 格	単 位	数 量	備 考
1035号建物他空調交換工事	仕様書のとおり	式	1	1035号建物空調機交換及び1063号建物基盤交換

(2) 工 期 契約締結日～令和6年3月29日(金)

(3) 工 事 場 所 陸上自衛隊新発田駐屯地

2 入札参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) **令和4・5年度建設工事に関する資格決定通知を受けた者のうち、工事種別「電気工事」又は「管工事」がC以上、又は、令和4・5・6年度全省庁統一資格「役務の提供等」D以上に格付けされ本年度競争参加資格を有するもの。**

(4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の処置を受けている期間中でないこと。

(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造もしくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(7) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除する要請があり、当該状態が継続している以外の者とする。

3 入札条件

(1) 入 札 金 額 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは切り捨て)をもって落札金額とするので入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**税抜き金額を入札書に記載してください。**なお、入札結果は事務処理上税抜き金額で発表する。

(2) 再 度 入 札 1回の入札で落札決定できない場合、直ちに再度入札を実施する場合がある。

(3) 郵便入札 郵便入札は可とする。(再度入札を行う場合は別示する。)

4 落札決定方法

(1) 総額が当隊所定の予定価格の範囲内で最低の金額をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき最低価格入札者(同価格)が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

5 入札及び契約心得を示す場所

(1) 陸上自衛隊 新発田駐屯地 第382会計隊 契約班

(2) 東部方面会計隊HP

6 現場説明

実施しない。ただし、現場確認・説明等を希望する場合は個別に対応するので、事前に連絡すること。

7 入札日時及び会場

(1) 日 時 令和6年3月8日(金) 14:00

(2) 会 場 陸上自衛隊新発田駐屯地 1050号建物(業務隊舎)3階 駐屯地教場

(3) 郵便による入札 封書に会社名、入札日時、件名及び入札書在中(朱書き)と明記した上、**令和6年3月7日(木)17時まで**に第382会計隊契約班へ必着とする。

8 保証金に関する事項

(1) 入 札 保 証 金 免 除

(2) 契 約 保 証 金 免 除

(3) 履 行 保 証 免 除

9 違約金等

(1) 落札者が契約を結ばない場合、入札金額に消費税相当額を加えた金額の100分の5以上を徴収する。

(2) 落札者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を徴収する。

10 遅延賠償

(1) 遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1以上を徴収する。

(2) 翌年度である令和6年4月1日以降の遅延は認めない。

11 入札の無効

(1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札

(2) 電報、電話、ファックス等による入札

(3) 郵便等による入札で、会計隊の期日までに未着のもの(到着の確認は発送者の責により行うものとする)

(4) 入札書に記載された入札金額、件名及び入札者の氏名が判別しがたい場合(入札者の記名にあたっては、代表者(責任者)のほか担当者の氏名を記載の上、連絡先も記載すること。ただし代表者(責任者)が記名・押印する場合は、担当者の氏名及び連絡先の記載は不要とする。)

(5) 入札書に記載された金額が訂正されている場合

(6) その他入札に関する条件に違反した場合

- 12 契約書の作成
契約金額が150万を超える場合は契約書を、50万円を超える場合は請書を作成する。
- 13 適用する契約条項
建設工事に係る契約条項
- 14 その他
 - (1) 入札参加者は事前に資格審査結果通知書(写)を提出すること。(郵送又はFAX可)
令和6年3月7日(木)17時までに第382会計隊契約班へ必着とする。
 - (2) 工事費内訳書
 - ア 入札参加者は入札当日、入札書とは別の封筒に「工事費内訳書」を入れて提出すること。ただし、開札から直ちに行う再度入札に係る内訳書については、後日、郵送等により提出することができる。
 - イ 内訳書の内容に著しい不備があり、当該入札書の内訳書であると認められない場合は、当該入札書を無効とする場合がある。
 - (3) 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は次のとおりとする。
 - ア 日 時:令和6年3月11日(月) 10時00分
 - イ 場 所:新潟県新発田市大手町6-4-16 陸上自衛隊新発田駐屯地 1050号建物(業務隊舎)3階 駐屯地教場
 - (4) 入札者が代表者の代理の時は、委任状を提出すること。
 - (5) 連絡先
〒957-8530 新潟県新発田市大手町6-4-16 陸上自衛隊 新発田駐屯地
 - ア 公告、入札及び契約に関する事項
陸上自衛隊新発田駐屯地 第382会計隊契約班 担当:石川
TEL:0254-22-3151 内線(336) FAX:0254-22-4666(直通)
 - イ 仕様書及び現場説明に関する事項
陸上自衛隊新発田駐屯地 業務隊管理科 担当:伊藤
TEL:0254-22-3151 内線(523)

1035号建物他空調機交換工事

令和6年2月19日

陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊

1 工事概要

工事件名： 1035号建物他空調機交換工事

工事場所： 新潟県新発田市大手町6丁目4-16 陸上自衛隊新発田駐屯地

工事期間： 契約日から、令和6年3月29日まで

工事概要： 下記による。

No.	建物名称	種別	構造・規模等	数量	単位	備考
1	1035号建物	改修	空調機交換	1	式	
2	1063号建物	改修	基板交換	1	式	
			(以下余白)			

2 共通仕様

- (1) 本特記仕様書及び図面は、本工事に必要な事項について規定する。
- (2) 本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省制定「公共建築（改修）工事標準仕様書」（現行版）によるほか、関係諸法令に基づき実施するものとする。

3 特記事項

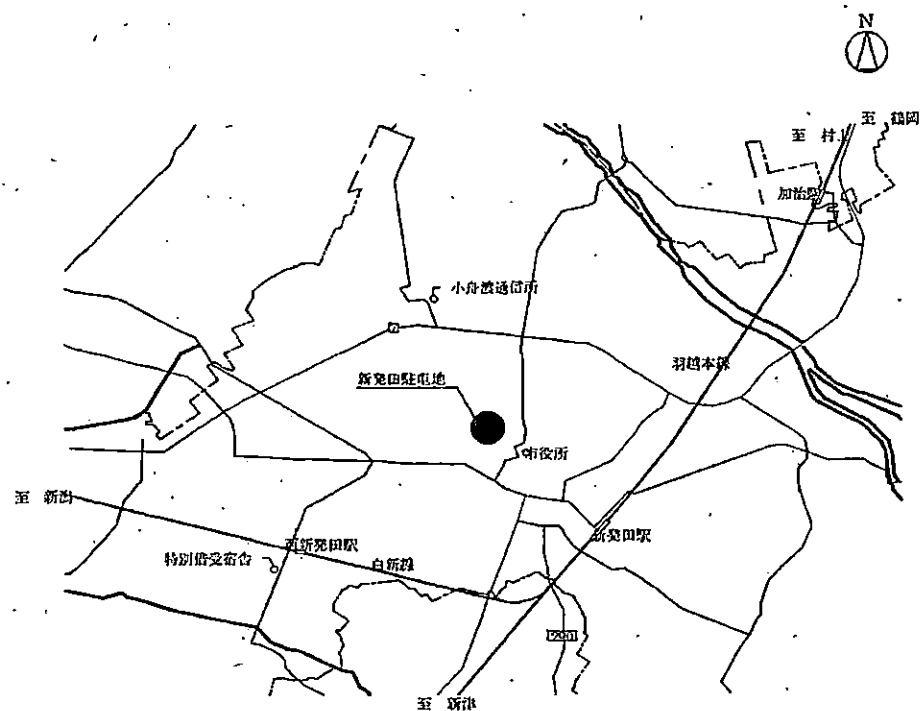
- (1) 一般共通事項は、下表のとおりとする。

No	項 目	細 部 事 項	備考
1	協 議	本特記仕様書及び図面の内容に疑義が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。	
2	軽 微 な 変 更	現場の納まり状況等により、材料・寸法・位置・工法等について、やむを得ず軽微な変更の必要が生じた場合には、速やかに監督官に報告のうえ、その指示に従うものとする。 ただし、請負金額・工期等の変更は行わないものとする。	
3	施工計画書及び 施工図	施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた「総合施工計画書」を作成し、工事着手前までに監督官に提出し、確認を受けるものとする。 施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督官の承諾を受けるものとする。	
4	現 場 管 理	受注者は、本工事に必要な現場代理人等を適切に指定し、関係法令に基づき現場管理を行わせ、防災に努めるものとする。 危険性のある場所には、危険表示等の処置を行うものとする。	
5	施 工 条 件	施工時間は、平日の0815～1700までを基準とする。 土曜・休日・祝日に作業を計画する場合は、3日前までに申し出るものとする。	
6	安 全 管 理	施工場所及び作業中の安全確保を十分に行うものとし、自衛隊施設や自衛隊員等に危害・障害を与えた場合は、受注者の責任において復旧又は補償を行うものとする。	

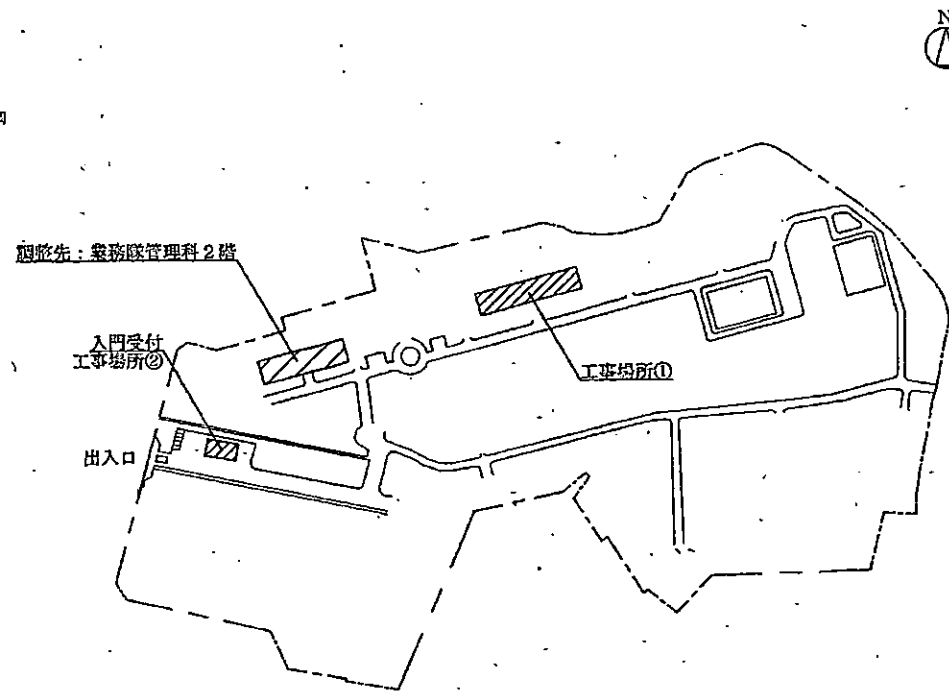
No	項 目	細 部 事 項	備考
7	発 生 材	本工事の発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る再資源化等に関する法律」、その他関係諸法令を遵守し、建築副産物の適正な処理を行うものとする。その結果について、マニフェスト等の写しを工期内に提出するものとする。 発生材のうち、金属類の有価物については、監督官の指示する場所に計量し集積するものとする。	
8	環境への配慮	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を標準とし、現場搬入に際し監督官の点検を受け合格したものを使用するものとする。 使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、石綿を含まないものとする。	
9	材料の品質等	使用材料は、仮設材を除き全て新品とし、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料を使用する場合は、あらかじめ監督官に品質証明となる資料を提出して承諾を受けるものとする。 使用材料は、図面に記載している品番又はその同等品以上とし、同等品を使用する場合も、監督官の承諾を受けるものとする。 図面に記載している品番及び数量は参考とする。	
10	工 事 写 真	工事写真は、施工前・施工中・施工後及び隠ぺいとなる箇所、主要な工事段階の状況、使用材料及び使用器材について撮影するほか、監督官の指示する箇所及び使用材料を撮影し、写真帳A4版に整理のうえ、1部提出するものとする。	
11	書 類 手 続	提出書類は監督官の示す規格様式で作成し提出するものとする。	
12	立 入	受注者は、工事入門に際し駐屯地の規則及び監督官の指示を厳守するものとし、指定された場所以外への立入りを禁止する。 外国人建設就労者を工事に従事させる場合は、監督官が指示する書類を作業従事開始3週間前までに提出し、許可を得た後に作業に従事させるものとする。	
13	秘 密 厳 守	本工事により知り得た内容に関して、監督官の許可なく漏洩してはならない。	
14	電気・水の使用	本工事で使用する電気・水は、受注者にて準備するものとする。 やむを得なく設備を使用する場合は有償とし、受注業者の負担によりメーターを設置するものとする。この場合の支払いは別に示すものとする。	

(2) 特記事項は、下表のとおりとする。

No	項 目	細 部 事 項	備考
1	撤 去 工 事	・既設機器の撤去に際しては、周囲に損傷を与えないよう十分注意して作業を行うこと。 ・既存空調機撤去に伴い回収した冷媒等は関係法令に基づき適切に処置するものとし、破壊証明書等を監督官に提出すること。	
2	仮 設 工 事	・足場は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行うこと。	
3	機 械 設 備 工 事	・機器設置後、試運転調整を実施し点検報告書を監督官に提出すること	
4	使 用 材 料 (参考品番)	・交換既存空調機は、下記のとおりとする。 室外機「三菱電機株式会社」 型番：PLH-J40PA9（付属品等含む） 電源：3相 200V 室内機「三菱電機株式会社」 型番：PUH-J40SGA9 ・新設空調機は既存空調機、又は下記の物と同等品以上とする。 室外機「三菱電機株式会社」 型番：PUZ-ERMP40SKA13（付属品等含む） 電源：3相 200V 室内機「三菱電機株式会社」 型番：PL-RP40LA19 CMP-P45LWHG6 （標準パネル、リモコンを含む） ・基盤交換既存空調機は、下記のとおりとする。 室内機「ダイキン工業株式会社」 型番：FXYCP22MD - 交換部品 サーミスタ組立品（R2T） サーミスタ組立品（R3T）	
5	専 門 技 術 者 等	・本工事は、電力設備工事全般及び本工事の内容に対して、技術的に熟知した専門知識を有する技術者が実施する。 ・施工前に、電気工事士免状等を監督官に提示し確認を受ける。	
6	そ の 他	・本工事が確実に完了した証明として、機能補償については、自然災害を除き工事完了後1箇年とする。 ・撤去に際し、回収したフロンは工期限内に受注者の責任において処分し破壊証明書を提出すること。	



案内図 S=NTS

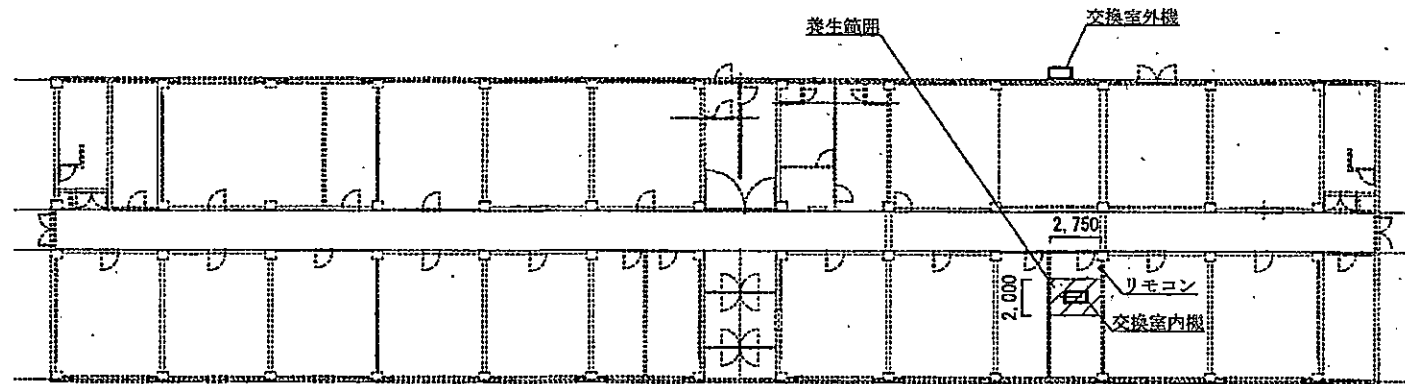


配置図 S=NTS

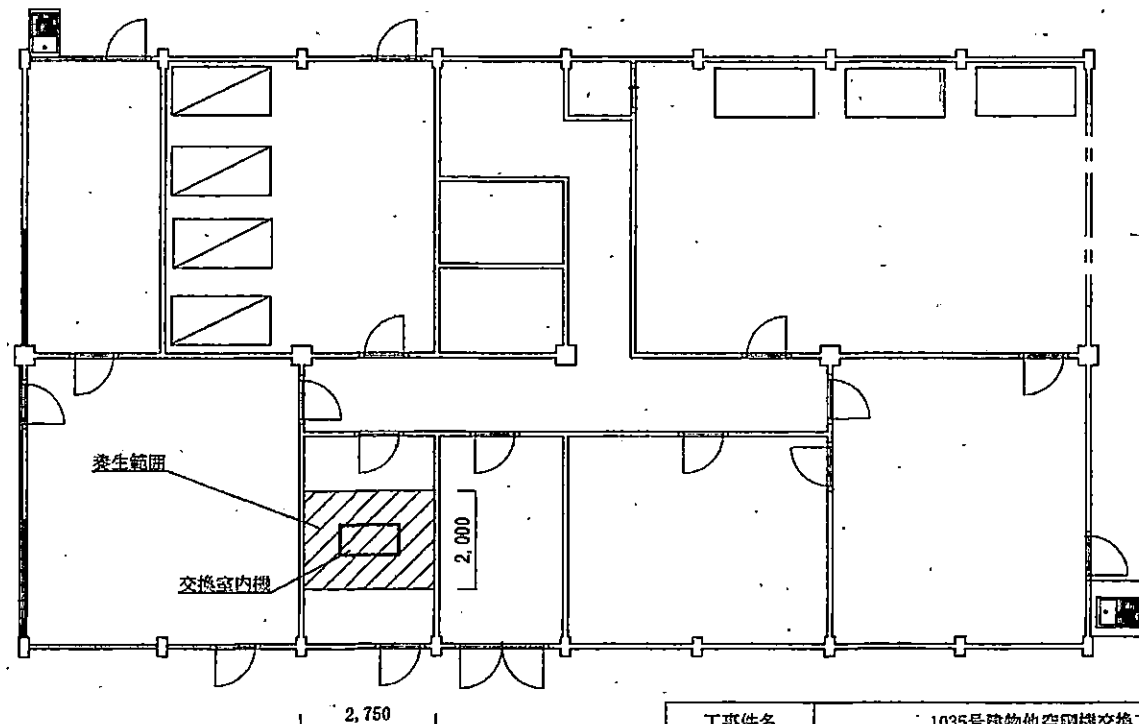
工事件名	1035号建物他空調機交換工事	図面番号	5 / 6
図面種別	案内図・配置図	縮尺	—
陸上自衛隊新大田駐屯地業務隊			

(許可なく複製を禁ずる。)

工事場所①



工事場所②



工事件名	1035号建物他空調機交換工事	図面番号	6 / 6
図面種別	1035号建物、1033号建物平面図	縮 尺	1/X
陸上自衛隊新堀田駐屯地築務隊			

(許可なく複製を禁ずる。)